

第四期特定健康診査等実施計画

がん研究会健康保険組合

最終更新日：令和6年04月05日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	<p>特定健診受診率は、全体では単一健保目標より低い。被保険者は90%以上であるが、被扶養者の受診率は低い。早期に健康リスクを把握し、生活習慣病とその重症化リスクを予防するために、受診率を上げることが必要である</p>	➔	被扶養者の受診率を向上させるための対策が必要である。対象者へ健診の重要性を啓蒙する、未受診者への受診勧奨、被扶養者の健診結果提出促進（インセンティブ付与）、また、健診結果票のデータ化を行う。
No.2	<p>特定保健指導の実施率は、単一健保目標に達していない。被扶養者は健診実施率が低い対象者がいない。生活習慣病予防・重症化予防のために実施者を増やすことが必要である。</p>	➔	対象者へ特定保健指導の重要性を啓蒙する、特定保健指導の参加案内を複数回行う（委託業者・事業主と共同）。
No.3	<p>・疾病大分類一人当たり医療費で、内分泌・栄養・代謝疾患が上位にある。 ・内臓脂肪症候群該当者・特定保健指導対象者の割合は、他健保平均より低いが増加傾向にある。 ・検査数値が基準値外の人に、未受診、または服薬していてもコントロール不良者がいる。</p>	➔	年齢とともにリスクが高くなるため、若い年代からの予防が必要である。生活習慣改善のための情報提供や教育、特定保健指導の実施率の向上、40歳未満への保健指導、受診勧奨等を行う。運動習慣定着のために、ウォーキングイベント等の参加者を増やす。
No.4	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「歯科疾患」が上位にある。なかでも「歯肉炎・歯周疾患」は他健保平均より高い。歯科関連疾患の予防や生活習慣病予防のためにも対策が必要である（ただし、歯科医療費は、口腔ケアのために定期的に受診している組合員が多い場合高くなることもある）。</p>	➔	口腔衛生対策としての情報提供を行う。事業主と共同で、歯科健診の受診を促す。申請に基づき、補助金を支給する。
No.5	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「新生物」が上位にある。他健保平均よりは低いが、男性は大腸がん、女性は乳がんの医療費が最も高い。</p>	➔	早期発見・早期治療のために、がん検診の受診率を向上させることが必要である。がん検診受診の必要性を理解するための情報提供や、補助を行っている検診の案内、未受診者への受診勧奨を行う。
No.6	<p>組合員には女性が多く婦人科系疾患一人当たり医療費が上位にある。被保険者は、「他の妊娠、分娩・産じょく」「乳房・女性性器疾患」が高い。</p>	➔	事業主とのコラボヘルスにより、女性特有の健康課題に対する情報提供や教育を行う。また、相談窓口や情報サイトの案内を行い、女性の体調の変化に関する不安の軽減や体調管理をサポートする。
No.7	<p>ジェネリック医薬品の利用率は、経年で増加しているが国実施目標には達していない。</p>	➔	ジェネリック医薬品差額通知やジェネリック医薬品希望シール、リーフレット配布を継続していく。
No.8	<p>他の年代に比べて前期高齢者の医療費が高い。雇用延長が進む中、今後さらなる高騰が懸念される。この年代になる前に、しっかり健康管理を行うこと、また前期高齢者に特化した健康管理の教育を行うことが必要である。</p>	➔	疾患の早期発見・早期治療、また生活習慣改善のために特定健診・がん検診の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上を目指す。また、この年代に特化した健康管理対策の情報提供を行う。
No.9	<p>重複・多剤投薬者がみられる。不要な薬剤処方による医療費の軽減や、重複・多剤による健康状態の悪化を防ぐため、状況の把握を行うことが必要である。</p>	➔	<ul style="list-style-type: none"> ・重複多剤投与該当者に通知を送付する。 ・ホームページ等で情報提供を行う。 ・対象者に、個別に健康状況の確認や保健指導を行う。
No.10	<p>喫煙率は、年々減少し国実施目標より低い</p>	➔	定期健康診断のアンケートにて喫煙者を把握する。喫煙率0%を目指し、事業主と連携し、禁煙外来受診を促し補助を実施する。
No.11	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「呼吸器系疾患」が上位にある。経年的に増加しているが他健保平均よりは低い。血管運動性鼻炎・アレルギー性鼻炎の一人当たり医療費が最も多いが、コロナ禍で流行が抑えられていたインフルエンザの流行が今後懸念される。年代別にみると、10歳未満の医療費が高い。</p>	➔	コロナ禍で免疫力が抵抗している人が増加しているため、発症者や重症化リスクを軽減するために、インフルエンザワクチン接種を促進する。
No.12	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「重症急性呼吸器症候群など」が上位にある。</p>	➔	被保険者は、業務上感染しやすい環境にあるため、発症者や重症化リスクを軽減するために、新型コロナウィルスワクチン接種を促進する。
No.13	<p>健康意識の醸成 ・健診受診、がん検診受診率の向上を目指し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。 ・生活習慣病やその他疾病に関する知識を増やし、疾病予防につなげる。 ・医療費についての理解を促す。 ・心身の不調を予防し健康増進を図る。</p>	➔	ホームページ・広報誌・書籍・健診結果等を通じて、性別や年代に特化した健康課題や疾病、その予防法を周知し、ヘルスリテラシーを上げるとともに、継続したセルフケアを促す。

基本的な考え方（任意）
<p>1特定健康診査等の基本的考え方 日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。</p>
<p>2特定健康診査等の実施に係る留意事項 今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行い、そのデータを管理する。</p>
<p>3事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係 事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担し、それ以外の項目については当健康保険組合で負担する。また、事業主は労働安全衛生法に関わる健診データを提供する。保健指導においては、当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。</p>
<p>4特定保健指導の基本的考え方 生活習慣病予備群への保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。 そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	年1回健診を受診することで、健康状態を把握し、生活習慣病の早期発見・早期治療を促す。							
方法	事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	事業主・委託業者と連携して、特定健診を実施。		被保険者内臓脂肪症候群該当者割合	9.4%	9.3%	9.2%	9.1%	9.0%	9.0%
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			被保険者特定健診受診率	88.0%	89.0%	90.0%	91.0%	92.0%	93.0%
実施計画									
R6年度			R7年度			R8年度			
事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。			事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。			事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。			
R9年度			R10年度			R11年度			
事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。			事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。			事業主と共同で巡回健診を開催。特定健診の項目を実施。巡回健診未受診者は、後日委託先の指定機関か、自身の選択した医療機関で実施。法定健診費用は事業主、法定健診以外の費用を健保が負担する。未受診者には、受診勧奨を行う。			

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者	被扶養者の健診受診率の向上。年1回健診を受診することで、健康状態を把握し、生活習慣病の早期発見・早期治療を促す。							
方法	被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	被扶養者・任意継続者が希望する医療機関にて特定健診を実施。		被扶養者内臓脂肪症候群該当者割合	1%	1%	1%	1%	1%	1%
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			被扶養者の特定健診受診率	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%
実施計画									
R6年度			R7年度			R8年度			
被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。			被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。			被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。			
R9年度			R10年度			R11年度			
被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。			被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。			被扶養者・任意継続者の希望する医療機関にて特定健診を実施。受診者が一旦全額支払いし、その後健保へ補助金の請求とともに結果を提出する。健保は受診費用の補助を行う。年度初めに受診費用補助の案内を行い、その後未受診者に定期的に受診勧奨をする。			

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員/基準該当者	特定保健指導実施率の向上。生活習慣病の発症・重症化を予防。特定保健指導対象者の減少。						
方法	定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。	特定保健指導対象者割合	13.0%	13.0%	13.0%	12.0%	12.0%	12.0%
体制	委託業者・事業主と連携して特定保健指導を実施。委託業者と連携し情報提供冊子を作成し、健診受診者に配布する。	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	25.0%	25.1%	25.2%	25.3%	25.4%	24.5%
		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		特定保健指導実施率	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%
実施計画								
R6年度		R7年度		R8年度				
定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。		定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。		定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。				
R9年度		R10年度		R11年度				
定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。		定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。		定期健康診断の結果から階層化して対象者を抽出。委託業者と連携して特定保健指導を実施。委託業者・事業主と共同で受診勧奨を行う。利用促進と改善効果を目的として、最終完了した者、一定の効果が出た者にインセンティブを支給する。また、健診受診者全員に、自身の健診結果と結果に基づいた個性の高い健康情報冊子を提供する。				

4 事業名 基本健診結果提出奨励

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：被扶養者	被扶養者の定期健康診断受診率の向上・特定保健指導の実施につなげるため、インセンティブ支給することで受診を促す						
方法	被扶養者の健診受診勧奨を行う。	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。	補助については任意提出のため設定しない (アウトカムは設定されていません)						
体制	受診者が健診結果を健保に提出。提出者にインセンティブを支給する。	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		被扶養者の健診受診率	7.5%	8.0%	8.5%	9.0%	9.5%	10.0%
実施計画								
R6年度		R7年度		R8年度				
被扶養者の健診受診勧奨を行う。健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。		被扶養者の健診受診勧奨を行う。健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。		被扶養者の健診受診勧奨を行う。健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。				
R9年度		R10年度		R11年度				
被扶養者の健診受診勧奨を行う。健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。		被扶養者の健診受診勧奨を行う。健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。		被扶養者の健診受診勧奨を行う。健診受診率向上のため、健診結果提出者・健診費用の補助金申請者に対しインセンティブを支給する。				

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	1,098 / 1,220 = 90.0 %	1,116 / 1,240 = 90.0 %	1,134 / 1,260 = 90.0 %	1,152 / 1,280 = 90.0 %	1,170 / 1,300 = 90.0 %	1,188 / 1,320 = 90.0 %
		被保険者	1,080 / 1,080 = 100.0 %	1,098 / 1,098 = 100.0 %	1,116 / 1,116 = 100.0 %	1,134 / 1,134 = 100.0 %	1,152 / 1,152 = 100.0 %	1,170 / 1,170 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	28 / 140 = 20.0 %	32 / 142 = 22.5 %	37 / 144 = 25.7 %	42 / 146 = 28.8 %	47 / 148 = 31.8 %	52 / 150 = 34.7 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	74 / 122 = 60.7 %	75 / 124 = 60.5 %	76 / 126 = 60.3 %	78 / 128 = 60.9 %	79 / 130 = 60.8 %	80 / 132 = 60.6 %
		動機付け支援	52 / 86 = 60.5 %	52 / 87 = 59.8 %	53 / 88 = 60.2 %	54 / 89 = 60.7 %	55 / 91 = 60.4 %	56 / 92 = 60.9 %
		積極的支援	22 / 36 = 61.1 %	23 / 37 = 62.2 %	23 / 38 = 60.5 %	24 / 39 = 61.5 %	24 / 39 = 61.5 %	24 / 40 = 60.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
<p>1 特定健康診査の実施に係る目標 令和11年度における特定健康診査の実施率を90%以上とする。この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。</p> <p>2 特定保健指導の実施に係る目標 令和11年度における特定保健指導の実施率60%以上とする。この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。</p> <p>3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標 令和11年度において、令和6年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上（国が示す目標値）とする。</p>

特定健康診査等の実施方法（任意）
<p>1実施場所 （1）特定健康診査 ◆被保険者 事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断と合わせて実施する。 巡回健診未受診の場合は、巡回健診委託先、または受診者が自身で選択した医療機関で実施する。 ◆被扶養者・任意継続被保険者 受診者が自身で選択・申込した医療機関で実施する。なお、今後、当健康保険組合と契約関係にある健診機関にて実施することもある。 （2）特定保健指導 遠隔または対面、対象者の利便性に応じて実施できるようにする。</p> <p>2実施項目 特定健康診査については、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。 特定保健指導は、法令に定められた実施要件に従って実施する。</p> <p>3実施時期 実施時期は、通年とする。</p> <p>4外部委託の有無 （1）特定健康診査 事業主が行う定期健康診断については、事業場を会場として巡回健診形式で外部委託により実施する。 （2）特定保健指導 特定保健指導を実施できる外部専門機関に委託し、実績を考慮し、随時増加及び見直しを図っていく。</p> <p>5受診方法 （1）特定健康診査 ◆被保険者 事業主が行う巡回形式の定期健康診断の日程に合わせて受診する。 巡回健診未受診の場合は、後日契約健診機関にて受診するか、被扶養者・任意継続被保険者と同様に、自身の選択した医療機関で受診する。 巡回健診委託先で受診した場合の窓口負担を無料としているが、受診者が自身で選択した医療機関で実施した場合は一旦受診者が負担する。 後日、受診者が健診費用の還付請求を行う。なお、規定の補助額を超えた場合・規定の検査項目以外を受診した場合は、その費用は受診者個人の負担とする。 ◆被扶養者・任意継続被保険者 受診者が自身で選択・申込した医療機関で実施する。受診費用は、一旦受診者が負担する。 後日、受診者が健診費用の還付請求を行う。なお、規定の補助額を超えた場合・規定の検査項目以外を受診した場合は、その費用は受診者個人の負担とする。 （2）特定保健指導 特定健康診査の結果に基づき階層化を行い、動機付け支援若しくは積極的支援に該当する者に対し受診案内を行う。 当健康保険組合が契約する外部専門機関の保健師等を活用して、事業主と連携のもと、効率的に実施する。</p> <p>6周知・案内方法 周知は、当健康保険組合ホームページに掲載して行うとともに、事業主経由（イントラネット掲載）、被扶養者・任意継続被保険者には、書面などでも周知を図る。</p> <p>7データの受領方法 （1）特定健康診査 巡回健診委託先から事業主を経由して提供されるデータは、原則として電子データにより随時受領し、当健康保険組合でこれを保管する。 受診者が自身で選択した医療機関で実施した場合等は、加入者から特定健診に該当する検査項目について、その健診結果の提供（紙）で受領し、当健康保険組合でこれを保管する。 なお、今後、当健康保険組合と契約関係にある健診機関にて実施した場合は、原則として電子データにより受領することとするが、紙媒体での受領も可能とする。 （2）特定保健指導 委託先から原則として電子データで随時受領し、当健康保険組合でこれを保管する。</p> <p>8保管年数 保管年数は5年とする。</p> <p>9特定保健指導対象者の選出の方法 特定保健指導の対象者については、原則として「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に記載されている項目に合致する40～74歳の者を対象とするが、40歳未満の者も指導対象を拡大することがある。</p>

個人情報の保護
<p>当健康保険組合は、がん研究会健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。 当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。</p>

特定健康診査等実施計画の公表・周知
<p>本計画の周知は、各事業所に通知するとともに、機関紙やホームページに掲載する。</p>

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施状況を確認し、必要に応じて見直しを検討する。

また、令和8年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、又、その他必要がある場合には、見直すこととする。

その他

当健康保険組合に所属する職員に特定健康診査・特定保健指導等に関して、その目的、重要性を認識させるための研修に随時参加させる。